

令和6年4月19日

1年生 保護者様

埼玉県立和光国際高等学校長

入学料減免制度について  
PTA会費・後援会費・冷房設備費減免制度について

埼玉県には、修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、一定の要件に該当する場合、県立高校の入学料を免除する制度があります。また、本校には、諸会費のうち、PTA会費・後援会費・冷房設備費を免除する制度があります。

以下のような場合には免除の対象となる可能性があります。申請を希望する場合は、5月31日(金)までに事務室から申請書類を受け取ってください。

(申請書等の提出期限:6月18日(木)まで)

- (1) 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難となった者
  - (2) 保護者が死亡、又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった者
  - (3) 保護者の失職、転職などにより家計が急変したため納入が困難となった者
  - (4) 保護者が令和6年度の市町村民税所得割額の納税義務を負わない(非課税)者で、納入が困難な者
  - (5) その他、納入が困難な者として教育長が別に定めるもの
    - ア児童福祉法第41条又は第44条に規定する施設に入所している者
    - イ児童福祉法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者又は家庭裁判所の選任により未成年後見人となった法人に身上監護されている者
    - ウ保護者が受給している児童扶養手当の額が別に定める額以上の者
    - エ生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者
- ※高等学校就学費(生業扶助)の受給対象となっている者を除く

担当 佐藤

電話 048-467-1311